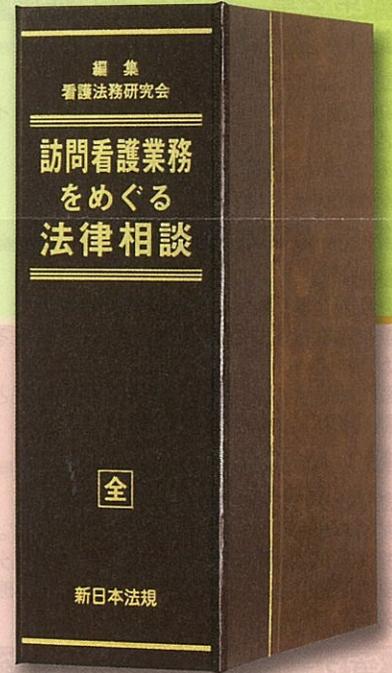


訪問看護業務をめぐる法律相談

編集 看護法務研究会
【代表】 荒井 俊行（弁護士）



法的リスクを知り、
適切な現場対応をするために！

- ◆ 訪問看護の実施や訪問看護ステーションの運営で看護師が直面する多様な法律問題を取り上げています。
- ◆ 業務上の疑義や利用者・家族とのトラブル、ハラスメント被害など、実務上の留意点を整理した解説により、看護師の臨機応変な対応をサポートします。
- ◆ 訪問看護に造詣の深い弁護士・研究者・医療職者が編集・執筆しています。

加除式
B5判・全1巻・ケース付・総頁826頁
定価11,000円(本体10,000円)送料730円
■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。
●使いやすいバインダー方式です。(特許 第3400925号)

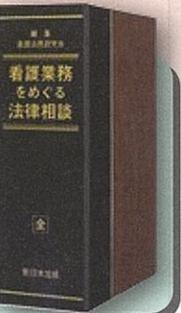
0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



併せてご利用ください 「看護業務をめぐる法律相談」

編集 看護法務研究会 【代表】 荒井 俊行（弁護士）

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,300頁 定価8,800円(本体8,000円)送料730円
■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



訪問看護業務をめぐる法律相談

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

今後発行の追録(有料)で常に最新内容

- ▶法令改正のたびに買い替え不要!
- ▶改正などに対応してアップデート!
- ▶追録の購読継続で改正の抜け漏れ防止!
- ▶新事例の追加で時代に即した内容!
- ▶加除式電子版はオフィス外でも閲覧可能!



加除式書籍とは

内容見本
(B5判縮小)

第3章 訪問看護師の業務

Q 訪問看護で行うことのできる褥瘡に対する処置は

市販のドレッシング材で褥瘡の処置を行っていた患者の訪問看護依頼があり、訪問したところ、創表面には黒色壊死組織がある状態でした。訪問看護で褥瘡の壊死組織のデブリードマンを実施することはできますか。

A 「褥瘡の壊死組織のデブリードマン」は、医師のみが実施する絶対的医行為ではなく、行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高く、「特定の医行為(特定行為)」に位置付けられています(後掲図1参照)。そのため、褥瘡の壊死組織のデブリードマンは、手順書により行う場合は、特定行為研修を修了した看護師が行う必要があり、又は、手順書ではない医師の指示の下に安全管理体制を整えた上で看護師が実施する必要があります。

訪問看護における褥瘡有病率
令和5年の日本褥瘡学会の報告によると、訪問看護における褥瘡の有病率は、平成18年では5.47%(95%CI: 4.89-6.12)、平成21年では4.94%(3.80-6.41)、平成25年では2.53%

(2.01-3.18)、平成28年では1.74%(1.39-2.21)と低下してきていますが、他の療養場所に比べると有病率は高い傾向にあります(継家千津子ほか(第8期実態調査委員会経年評価ワーキンググループ)「第1~4回褥瘡実態調査の推測統計による褥瘡有病率と褥瘡推定発生率の経年評価」日本褥瘡学会誌25巻2号90~95頁)。高齢の利用者が多いという訪問看護の特徴が背景にあると考えられます。褥瘡は、加齢により発生しやすく、治療がたいため、褥瘡予防と管理が重要といえます。

看護師が実施している褥瘡に対する医療処置
厚生労働省は、平成22(2010)年度厚生労働省科学特別研究事業「看護業務実態調査」結果、平成22年日本医師会調査「看護職員が行う医行為の範囲

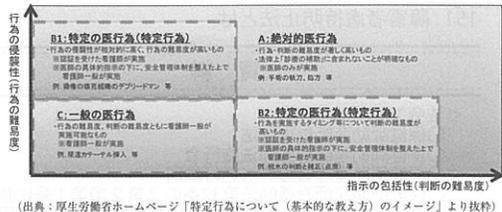
看護師等が留意すべきポイントについて、法令や行政通知、判例、各種資料を踏まえてわかりやすく解説しています。

第3章 訪問看護師の業務

創傷に対する除圧閉鎖療法
「創傷に対する除圧閉鎖療法」は、手順書により行う場合、身体所見(創部の深さ、創部の分泌物、壊死組織の有無、発赤、腫脹、疼痛等)、血液検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指

適宜、実務において参考となる図表や各種資料を紹介しています。

図1 特定行為について(基本的な考え方)のイメージ



第4章 看護事故の対応と責任

Q 注射針やハサミ等の置き忘れにより利用者が負傷した場合の責任は

訪問看護師が処置で使ったハサミを利用者のベッドに置き忘れてしまい、それに気付かなかった利用者がベッドを使用し、負傷してしまいました。この場合、訪問看護師、訪問看護ステーションはどのような責任を負いますか。

A ハサミを置き忘れたことは標準的な行為からの逸脱として注意義務違反が認められる可能性が高く、ハサミを置き忘れたことと利用者の負傷との間に損害賠償法の目的に照らし社会通念上相当と評価される関係(相当因果関係)が認められるときは、訪問看護師、訪問看護ステーションが民事上の損害賠償責任を負う可能性が高いと考えられます。また、訪問看護師が業務上過失傷害の罪に関わる可能性もありません。

注射針、ハサミの取扱い
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6章 ハラスメントへの対応

Q 訪問先で利用者から暴言や暴力の被害を受けた場合は

訪問先で利用者から暴言や暴力の被害を受けた場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 利用者から暴言や暴力の被害を受けた場合、現場の訪問看護師は、まずは自分の身を守る行動を取ることが第一です。ケアを継続できるかを判断し、継続が困難な場合は、利用者から距離を置いて、すぐに事業所に連絡をすべきですが、状況によっては、警察通報や救急要請が先行する場合もあるでしょう。日頃から、事業所において、このような場面を想定した対応フローチャートを作成し、研修やロールプレイ等を行うなどして備えるとともに、利用者の暴力等は、その要因や環境等により質的にも様々で、対処方も異なり得ることから、利用者ごとの特性に応じた予防策や、事後対応も含めた総合的な対策を、多職種で連携しながら講じることが大切です。

利用者による暴力等とハラスメント

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



19001633